

気軽にセミナー

民法(債権法)改正(1)

袋井公証役場 公証人 名取 治二

住所：袋井市新屋1-2-1 袋井商工会議所2階

電話番号：0538-42-8412

1 はじめに(民法(債権関係)が変わる)

契約のルールを定める債権法が大きく変わる改正民法が昨年5月に国会で成立しました。私たちの日々の暮らしに深く関わる変更もあり、2020年4月1日から変わります。

2 どうして民法(債権関係)の改正が行われたのか

お金のやりとりなどの取引を伴う契約のルールを定めた民法(債権関係)の規定は、明治29年(1896年)に民法が制定された後、約120年間ほとんど改正されていませんでした。

この間、日本の社会・経済は、様々な面で大きく変化していますので、民法の規定を社会・経済の変化に対応させる必要がありました。また、民法が定める基本的なルールの中には、裁判や取引実務で通用しても、条文からは読み取りにくいものが少なくなく、法律の専門家でない国民一般にとって、基本的なルールが分かりにくい状態となっていました。

そこで、民法の見直しを行うとともに、民法を国民一般に分かりやすいものとするための改正が行われることになりました。改正項目は約200項目になります。

3 どのような改正が行われたのか

(1) 社会経済の変化への対応を図るための改正のポイントは、次のようなものです。

①「消滅時効」(原則として5年に統一)

債権者が一定期間権利を行使しないときは債権が消滅するという「消滅時効」の制度により債権が消滅するまでの期間について、民法に置かれた職業別の例外規定を廃止するなどして、原則として5年に統一されています。

②「法定利率」(年5%から年3%に引き下げ)

市中金利が低い状態が続いている現状を踏まえて、

契約の当事者間に利率や遅延損害金の合意がない場合等に適用される「法定利率」について、年5%から年3%に引き下げた上で、将来的にも市中の金利動向に合わせて変動する仕組みが導入されています。

③保証意思の確認(公証人による確認手続新設)

第三者が安易に保証人になってしまうという被害を防ぐため、個人が事業用融資の保証人になろうとする場合について、公証人による保証意思確認の手続が新設され、一定の例外を除き、この手続を経ないでした保証契約は無効とされます。

④「定型約款」(約款に書かれている内容は法律上有効)

保険や預貯金に関する取引など、不特定多数を相手方とする内容が画一的な取引(定型取引)に用いられる「定型約款」に関する規定を新設し、定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたときは、相手方がその内容を認識していなくても、個別の条項について合意をしたものとみなすが、信義則に反して相手方の利益を一方的に害する条項は無効とするとされています。

(2) 民法を国民一般に分かりやすいものとするための改正(条文に明記)のポイントは、次のようなものです。

①意思能力(判断能力)を有しないでした契約は無効

②債権の譲渡について、将来債権についても、譲渡や担保設定ができる

③賃貸借に関する基本的なルール(賃貸借終了時の敷金の返還や原状回復)

今回は、民法(債権関係)改正(2)として、多岐にわたる改正内容の中から、「公証人による保証意思確認」について、その細部をお伝えします。